

実施方針（案） 令和6年10月修正箇所

NO	項目	実施方針（案）前回		実施方針（案）今回	
		修正前		修正後	
1	第1章 用語の定義	(記載なし)		用語の追加 N09 ごみの外部搬出業務 N010 ごみの外部処理業務 N012 焼却灰等運搬業務 N013 焼却灰等資源化業務 N014 焼却灰等処分業務 N031 ごみの外部搬出業務委託契約 N032 ごみの外部処理業務委託契約	1
2	第2章 業務内容に関する事項 9. 契約の形態 (4)、5)	(記載なし)		ごみの外部搬出事業者、ごみの外部処理事業者の契約形態を追加(3者契約)	6
3	第2章 業務内容に関する事項 11. 事業期間終了後の措置	本施設の事業期間終了時の措置については、運営開始後15年目(令和22年4月以降)から、本市及び事業者は協議を開始すること。		ごみ焼却施設については、運営21年目(令和28年4月以降)から、本市及び事業者は協議を開始すること。 し尿処理施設については、運営6年目(令和13年4月以降)から、本市及び事業者は協議を開始すること。	6
4	第2章 業務内容に関する事項 16. 事業者が実施する業務の範囲 (2) 基幹的設備改良工事業務(ごみ焼却施設、管理棟)	(記載なし)		項目追加 6) 工事期間中のごみの外部搬出・処理業務	8
5	第4章 事業者の募集及び選定に関する事項 2. 募集及び選定スケジュール(予定)	①実施方針公表 令和6年10月下旬 (中略) ⑱事業契約本契約締結 令和7年12月下旬	①実施方針公表 令和7年2月下旬 以下、同様に3か月程度変更 ただし⑱は変更なし	12	

NO	項目	実施方針（案）前回		実施方針（案）今回		
		修正前		修正後		
					頁	
6	第4章 事業者の募集及び選定に関する事項 3. 事業参加に関する条件 (1) 参加者の資格要件	参加者が、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は当該企業全体でその要件を満たすこと。		参加者が、単独企業の場合は次の各要件を全て満たすこと。また、複数企業の場合は以下の1)～8)について全ての企業がその要件を満たすこと。9)については、当該企業全体でその要件を満たすこと。 ※1)～9)要件の内容変更なし		13
7	第4章 事業者の募集及び選定に関する事項 3. 事業参加に関する条件 (2) 各業務を担当する者の資格要件	(記載なし)		項目及び要件の追加 2) ごみの外部搬出業務を担当する者 参加者、協力企業に関わらず、廃掃法に基づいて、ごみの運搬を適切に行うための車両を運営開始時まで有していること。 3) ごみの外部処理業務を担当する者 ①運営開始時に、関係法令等で定めるところによる当該施設に対する許可等を有し、ごみの受入が可能であること。 ②参加資格確認の時点でごみの焼却処理実績を有すること。		13
8	第7章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 1. 施設の立地条件 (2) ユーティリティ条件	1) 電気：特別高圧 77kV 2回線受電方式		1) 電気：特別高圧 77kV 1回線受電方式		20

NO	項目	実施方針（案）前回		実施方針（案）今回	
		修正前		修正後	
9	実施方針 添付資料 事業スキーム図①～ ④	(記載なし)		ごみの外部搬出業務委託、ご みの外部処理業務委託の追加	26